

- この仕様書（案）は事業の実施に係る要求水準を示すものである。
- 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、双方の合意が図られた場合は、仕様書（案）に必要な修正を加えた上で契約を締結する。

インバウンドロゴ制作業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

インバウンドロゴ制作業務

2 委託期間

契約締結の日から令和5年7月31日（月）

3 目的

インバウンド受け入れの機運醸成のためのロゴを制作する。

4 委託業務の内容

（1）ロゴデザインの制作

ア ロゴの制作

埼玉県の魅力及び東京からの近さが訪日外国人に伝わるようなロゴ1種類を制作する。

イ キャッチコピーの文字デザインの制作

キャッチコピー「Just North of Tokyo」について、訪日外国人に訴求力の高いデザインを制作し、合わせて中国語（繁体字、簡体字）「就東京北邊！」/「就东京北边！」についても制作する。

ウ 上記アおよびイをセットにしたロゴデザインの制作

エ 上記ア、イ、ウについてフルカラー、単一色（モノクロ）をそれぞれ制作する。

オ 成果物としてロゴ、文字、ロゴと文字を組み合わせたものの3種類のデータを埼玉県に提出する。

カ データについては、イラストレーター（.ai）、PDF（.pdf）、JPEG（.jpg）の各形式とする。

キ 納入期限 令和5年7月10日（月）

5 留意事項

（1）ロゴデザインについては、商標登録等されていないオリジナルのものでなければならない。

（2）ロゴデザインについては、他の団体等が使用するロゴ等と類似し、混同するものと

してはならない。

- (3) ロゴデザイン等の著作権については、埼玉県に帰属するものとする。
- (4) 受託者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ埼玉県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (5) 受託者及び本委託業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本委託業務終了後も同様とする。
- (6) 受託者は、本委託業務を通じて取り扱う個人情報について、個人情報保護法に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (7) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく埼玉県と受託者双方が協議して決定する。

6 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託業務完了後の精算払いとする。